

(別紙様式第1)

保有個人情報開示申出書

令和 年 月 日

衆議院事務局 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

下記のとおり保有個人情報の開示を申し出ます。

記

1 開示の申出をする保有個人情報の名称等

(保有個人情報が特定できるよう、情報が記録されている文書の名称等、あなたが知りたい情報についてできる限り具体的に記載してください。)

2 希望する開示の実施の方法 (本欄の記載は任意です。)

(ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、具体的な方法等を記載してください。)

ア 事務局における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 ()

イ 写しの送付を希望する。(特定個人情報の写しの場合は、原則として簡易書留郵便にて送付します。)

3 本人確認等

ア 開示申出人 本人 法定代理人 任意代理人

イ 申出人本人確認書類

運転免許証

個人番号カード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※ 申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が申出をする場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人 任意代理人委任者
(ふりがな)

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が申出をする場合、上記イのほか、次のいずれかの書類を提示し又は提出してください。

申出資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

オ 任意代理人が申出をする場合、上記イのほか、次の書類を提示し又は提出してください。

申出資格確認書類 (ア) 委任状

(イ) 委任者の印鑑登録証明書又は委任者の運転免許証の写しなど

※ 詳しくは裏面の「本人確認書類等について」を確認してください。

(本人確認書類等について)

(1) 窓口来所による開示の申出の場合

窓口に来所して開示の申出をする場合、本人確認のため、運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の書類を提示し又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口事前に相談してください。

(2) 送付による開示の申出の場合

保有個人情報開示申出書を送付して開示の申出をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示の申出をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りにしてください。また、健康保険等の資格確認書を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号等を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示の申出の場合

表面3ウ「本人の状況等」欄は、代理人による開示の申出の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示の申出をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他の法定代理人であることを証明する書類（開示の申出をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し又は提出してください。なお、これらの法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示の申出をする場合には、委任状（開示の申出をする日前30日以内に委任者本人が作成したものに限り）を提示し又は提出してください。また、①委任者の実印により押印した上で、印鑑登録証明書（開示の申出をする日前30日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。詳しくは、衆議院事務局情報公開・個人情報窓口にお尋ねください。

※ 電話等により、保有個人情報の本人に委任の事実を確認する場合があります。